

スタートアップ・チャレンジ事業応募要項

(目的)

第1条 本事業は、千葉市を文化芸術力豊かな都市にするべく、個人または団体が自ら文化芸術に関するイベントを企画・運営する場と機会を提供することにより、文化芸術の担い手を育成・支援することを目的とする。

(企画)

第2条 本事業において募集の対象となる企画は、次のいずれにも該当する企画とする。

- (1) 音楽、演劇、舞踊、伝統芸能などの舞台芸術を主題とした観客参加型企画であること。
- (2) すでに定期的に実施している企画ではないこと。
- (3) 営利を目的としない企画であること。
- (4) 特定の宗教の布教、特定の政党やこれに類する政治団体の支援を目的としない企画であること。
- (5) 広く一般市民を対象とした企画であること。
- (6) 企画を実施する会場は千葉市文化センター（指定管理者：公益財団法人千葉市文化振興財団。以下「文化センター」という。）スタジオⅠとする。
- (7) 企画を実施する会場を使用できる時間は午前9時から午後5時（準備から後片づけの時間を含む）までとする。
- (8) 入場料を設定する場合は1,000円を上限とする。
- (9) 実施企画において、参加者にアンケートを実施すること。

(応募資格)

第3条 本事業における企画を応募できるものは、次の各号に該当する個人または団体とする。

- (1) 千葉市を活動拠点とするもの。または今後千葉市を活動拠点とすることを予定しているもの。
- (2) 営利および特定の宗教の布教、特定の政党やこれに類する政治団体の支援を目的としないこと。

(応募方法)

第4条 本事業における企画を応募しようとする個人または団体は、別に定める期日までにスタートアップ・チャレンジ事業企画応募用紙（別記様式第1号。以下「応募用紙」という。）を文化センターに提出するものとする。

2 応募用紙を提出しようとする個人または団体は、本要項第1条に定める目的を理解のうえ、主体的かつ自主的に実施できる企画について提出するものとする。

3 応募は、1個人または1団体につき1企画とする。

なお、団体での応募は、応募用紙に記載した代表者、担当者、企画に関わる構成員が、個人として重複して応募することはできないものとする。

(選考)

第5条 応募用紙の提出があったときは、当該申請書に不備がある場合を除き、選考会により実施企画を選考する。選考基準・方法はこれを別に定める。

(企画実施)

第6条 前条に定める選考会の結果、実施することが決定した企画（以下「チャレンジ企画」とする。）を実施する個人または団体（以下「実施主体」という。）は、応募用紙の記載内容を遵守し、誠実に企画を実施するものとする。

2 実施主体は、チャレンジ企画実施に伴う詳細事項について、文化センター担当職員と協議を行い、別に定める期日までに、広報用原稿（別記様式第2号）を提出するものとする。

(企画の中止)

第7条 実施主体に起因する事由により、やむを得ずチャレンジ企画を中止する場合は、実施主体は速やかにチャレンジ企画中止申出書（別記様式第3号）を文化センターに提出する。

(実施報告)

第8条 実施主体は、チャレンジ企画実施後速やかにチャレンジ企画実施報告書（別記様式第4号）及びアンケート集計結果を文化センターに提出するものとする。

(文化センターの役割)

第9条 チャレンジ企画の役割として、文化センターの役割、費用負担するものは、次の各号のとおりとする。

(1) 会場使用料。（附属設備使用料含む。）

(2) 参加者募集チラシ印刷（A4 サイズ、片面カラー、片面モノクロ 3,000 部）。同ポスター印刷（A3 サイズ、片面カラー、50 部）。実施主体がデザインし、文化センターがデザインデータを預かり発注する。

(3) チラシ・ポスターの市内公共施設への発送（発送先・部数は文化センターが指定するものとする）。

(4) 参加者に配布する資料の印刷（A3 サイズ、1 部 5 枚まで）。

(5) 参加の募集をチケット販売で行い、文化センターに委託する場合のチケット販売手数料。なお、チケット販売期間はチャレンジ企画実施日の前日までとし、委託する枚数はチャレンジ企画の定員の 7 割までを上限とする。

(6) 会場設営・撤収の補助。（入場者の受付や会場内の案内などは実施主体において実施）

(補足)

第10条 ここに定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、別途協議する。

※この要項は平成28年8月5日より施行する。

※この要項は平成29年7月1日より施行する。

※この要項は令和2年2月1日より施行する。

※この要項は令和3年5月20日より施行する。